

(様式1)

料理人顕彰制度ロゴマーク利用許諾申請書

平成 年 月 日

農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課外食産業室長 殿

申請者 (所在地) 〒
(名称)
(代表者)

印

料理人顕彰制度ロゴマークの利用に当たり、貴省で平成22年10月13日制定の「農林水産省料理人顕彰制度ロゴマーク利用許諾要領」に従って、下記のとおり利用許諾を申請します。

記

1. マークを使用するもの (該当箇所にチェック する)
店頭 商品の包装資材 ポスター チラシ パンフレット 広告 名刺
その他 ()
2. マーク、マークシール等の印刷予定数
(1) 印刷アイテム予定数: () 個
(2) 総印刷予定数 (個) 数: () (個) 枚
(3) マークの大きさ: タテ ()mm × ヨコ ()mm、タテ ()mm × ヨコ ()mm
3. 使用地域又は店舗名等
(地域名又は店舗名等:)
4. 業態: (該当箇所にチェック する)
農林水産物生産者 農業協同組合 食品卸売業 食品小売業
食品製造業 食品製造・小売業 商社 外食産業
その他 ()
5. 使用期間
平成 年 月 日より平成 年 月 日まで
6. 農林水産省が利用許諾状況をホームページで公表する場合、貴社名等の公表の希望の有無 (該当箇所にチェック する)
有り 無し
7. 問合せ先
(1) 部署名:
(2) ご担当者名:
(3) TEL・FAX:
(4) E-mail:

※記入上の留意事項

1. 上記様式に記入が困難な場合は「別紙」とし添付する。
2. 名刺にマークの印刷を行う場合は、会社、団体、グループ等の構成員1名が代表して申請を行うものとする。

(様式2)

料理人顕彰制度ロゴマーク利用許諾証

平成 年 月 日

申請者 殿

農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課外食産業室長

平成 年 月 日付けの料理人顕彰制度ロゴマーク利用許諾申請について、
本通知により許諾する。

(様式3)

料理人顕彰制度ロゴマーク利用報告書

平成 年 月 日

農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課外食産業室長 殿

申請者 (所在地)

(名称)

(役職・代表者)

印

平成 年 月 日に許諾された農林水産省料理人顕彰制度ロゴマークの利用について下記のとおり報告します。

記

1. マークを使用したもの

名称 ()

種類 (店頭 商品の包装資材 ポスター チラシ パンフレット

広告 名刺 その他 ())

2. マーク、マークシール等の印刷数

(1) 印刷アイテム数: () 個

(2) 総印刷数(個)数: () (個) 枚

(3) マークの大きさ: タテ()mm×ヨコ()mm、タテ()mm×ヨコ()mm

3. 使用地域・店舗名等

(地域名・店舗名等:)

4. 業態:(該当箇所にチェック する)

農林水産物生産者 農業協同組合 食品卸売業 食品小売業

食品製造業 食品製造・小売業 商社 外食産業

その他 ()

5. 使用期間

平成 年 月 日より平成 年 月 日まで

※添付書類

1. マークを掲載した媒体

2. その他必要な添付書類

注意事項

- ・申請した利用期間終了後、概ね1ヶ月以内に利用についての報告を行うものとする。
- ・添付書類については、実際に使用したマークの掲載されているものを提出する。
なお、マークが明瞭に確認できるものについては、電子媒体での提出も認めるものとする。

(様式4)

料理人顕彰制度ロゴマーク利用届出書

平成 年 月 日

農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課外食産業室長 殿

申請者 (所在地)
(名称)
(役職・代表者) 印

料理人顕彰制度ロゴマークの利用に当たり、貴省で平成22年10月13日制定の「農林水産省料理人顕彰制度ロゴマーク利用許諾要領」に従って、下記のとおり利用することを届け出ます。

記

1. マークを使用するもの
名称 ()
種類 (店頭 商品の包装資材 ポスター チラシ パンフレット
広告 名刺 その他 ())
2. マーク、マークシール等の印刷予定数
(1) 印刷アイテム予定数: () 個
(2) 総印刷予定数(個)数: () (個) 枚
(3) マークの大きさ: タテ()mm×ヨコ()mm、タテ()mm×ヨコ()mm
3. 使用地域・店舗名等
(地域名・店舗名等:)
4. 業態:(該当箇所にチェック する)
農林水産物生産者 農業協同組合 食品卸売業 食品小売業
食品製造業 食品製造・小売業 商社 外食産業
その他 ()
5. 使用期間
平成 年 月 日より平成 年 月 日まで

※添付書類

1. マークを掲載する媒体
2. その他必要な添付書類

注意事項

・利用許諾の申請の除外に該当する者は、利用する日の10日前までに、本様式を用いて報告するものとする。
・添付書類については、実際に使用するマークの掲載されているものを提出する。
なお、マークが明瞭に確認できるものについては、電子媒体での提出も認めるものとする。